

八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：令和元年7月10日（水）午後2時00分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 18名中17名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 欠
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 欠	3 番 河原木 一実 欠	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、 技師 深堀 成美

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、加藤農業委員、坂下推進委員、河原木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年も半分を過ぎまして、折り返しに入りました。冷害の話が出ましたけれども、冷害を吹き飛ばすような大きな声で唱和しましょう。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

市内では8日から水稻現地講習会が行われておりますけれども、その中で、低温になる可能性が高いので、適正な水管理に努めてくださいとのことでした。太平洋側は低温、日照不足が予想されておりますので、米だけではなく、それぞれの作物を気象に注意しながら管理し、例年通りの作柄になるように努めていただければと思います。本日の議事につきましても、慎重な審議よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、16 番 阿達 福壽 委員、18 番 長根 昭男 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 34 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

田中委員

田中から報告いたします。去る 6 月 28 日、三浦農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料 1 ページ番号 23 番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 23 番

調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。譲受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 1.5km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人、兼

業者は男1人でございます。農機具保有状況は、トラクターを2台、田植機、軽トラックを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

木村委員

木村から報告いたします。去る6月28日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ番号24番と25番を調査してまいりましたので報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条24番

24番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ねぎ、なす等です。譲受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は、平成29年5月に畑と田を手放しています。通作距離は1km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機を各1台所有しています。

3条25番

続きまして、番号25番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、他人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における作付計画は、水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は今年の1月に田を取得しています。通作距離は10kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、軽トラック、トラク

ター、田植機、コンバインを各1台、父親から借用するそうです。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る6月28日、三浦農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料2ページ番号26番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条26番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、長いものです。譲受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道はありませんが、受人の自己所有地を利用し、市道に通じております。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、農業専従者は男1人、女2人です。農機具保有状況は、トラクター、運搬機、薬剤散布車を各1台、草刈機を2台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第35号、令和元年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第35号、令和元年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借3件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手3名で、利用権設定面積は42,983㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間1,000円でございます。

利用集積2番、3番

番号2番、番号3番は、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、番号2番は5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間6,500円でございます。番号3番は1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間40,000円でございます。

公告年月日は、令和元年7月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第36号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第36号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借2件となっております。借り手の人数につきましては2名で、利用権設定面積は12,983㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号2番、番号3番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借

するもので、賃借料は、10 a 当り年間 6,500 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料は、総額年間 40,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、報告第 32 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

川名 GL

事務局川名から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 6 月分でございます。資料の 7 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料7ページ番号43番から資料10ページ番号52番までの計10件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号45番の1件でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6、
日程第7
会長

次に、日程第6、報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

川名 GL

事務局川名から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の6月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 16番

番号16番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条 17番

番号17番、転用目的は通路でございます。

4条 18番

番号18番、転用目的は宅地分譲でございます。

	次ページをお開き願います。
4条 19番～21番	番号 19番、番号 20番、番号 21番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
4条 22番	番号 22番、転用目的は宅地分譲でございます。 続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の 15 ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条 87番	番号 87番、転用目的はグループホーム 1 棟建築でございます。
5条 88番、89番	番号 88番、番号 89番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 90番	番号 90番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 91番、92番	番号 91番、番号 92番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 93番	番号 93番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 94番	番号 94番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 95番	番号 95番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 96番	番号 96番、転用目的は貸事務所 1 棟建築でございます。
5条 97番、98番	番号 97番、番号 98番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 99番～101番	番号 99番、番号 100番、番号 101番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 102番	番号 102番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 103番	番号 103番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。
5条 104番	番号 104番、転用目的は駐車場でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 35 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
川名 GL	事務局川名から御報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 8 番	番号 8 番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、令和元年 7 月 16 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 9 会長	次に、日程第 9、報告第 35 号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
川名 GL	事務局川名から御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出6番

番号6番、着工年月日は不詳で、使用する土の採取場所は不明とのことございます。

届出年月日及び受理年月日は令和元年6月20日で、完了報告年月日は令和元年6月20日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時20分)